

しょう しゃ ほ けんふく し けいかく ぶ 障がい者保健福祉計画の部

だい しょう しょう しゃ ほ けんふく し けいかく たいけい 第2章 障がい者保健福祉計画の体系

1 けいかくたいけい ず 計画体系図

(1) きほんりねん けいかくもくひょう ぶんや 基本理念・計画目標・分野

きほんりねん じつげん む けいかくもくひょう ぶんや わ し
基本理念の実現に向け、4つの計画目標を8つの分野に分けて施
さくてんかい
策展開していきます。

きほんりねん 基本理念

しょう ひと ひと し みんだれ たが じんかく こせい そんちょう
障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し
ささ あ きょうせいしゃかい じつげん
支え合う共生社会の実現

けいかくもくひょう 計画目標

- ちいきしゃかい しょう ひと たい りかいそくしん
1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- しせつ びょういん ちいき いこうすいしん じ こけてい しえん
2 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- ちいきせいかつ ささ ていきょう きばん いっそう じゅうじつ
3 地域生活を支えるためのサービス提供 基盤の一層の充実
- し じん ちいき じぎょうしゃ れんけいきょうか ちいき ぶくしりよく こうじょう
4 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

ぶんや 分野

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 りかいそくしん
理解促進 | 2 せいかつ しえん
生活支援 | 3 ほけん いりょう
保健・医療 |
| 4 せいかつかんきょう
生活環境 | 5 きょういく いくせい
教育・育成 | 6 こよう しゅうろう
雇用・就労 |
| 7 じょうほう
情報・コミュニケーション | 8 ぶんか
スポーツ・文化 | |

(2) 分野ごとの基本施策

8つの分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

分野 1 理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
- 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

分野 2 生活支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

分野 3 保健・医療

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実

分野 4 生活環境

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

分野5 教育・育成

- 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 2 早期療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 卒業後の支援

分野6 雇用・就労

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）
- 3 福祉施設から一般就労への移行推進

分野7 情報・コミュニケーション

- 1 情報バリアフリー化の推進
- 2 情報提供の充実
- 3 コミュニケーション支援体制の充実

分野8 スポーツ・文化

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援



第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開

分野1 理解促進

〈現状と課題〉

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障がいのある人に対する理解促進を一層進める必要があると考えられます。

そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層推進するなど、障がいのある人に対する権利擁護について理解を促進する必要があると考えられます。

基本方針

基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

基本方針2 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。

基本方針3 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進を図ります。

基本施策

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

基本施策3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

基本施策4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

重点取組

- ◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報
 広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報することで、障がい者福祉の向上を図ります。
- ◆出前講座等を活用した障がい福祉施策の周知
 市職員が地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報提供・情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。
- ◆福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）
 学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内小学校6年生を対象に配布し、授業に役立てます。

◆ 障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策 2

公共サービス従事者などに対する理解促進

○公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

重点取組

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実

居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別支援計画の作成に係る研修を実施することにより、利用者一人ひとりの実態に即した個別支援への取組を促し、利用者の自立生活促進を図ります。

また、医療・福祉系の学校・養成施設において、障がいのある方の様々なニーズに対応する支援技術・知識習得のための研修プログラムが充実されるよう、働きかけてまいります。

◆障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行うことで、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策 3

障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

- 地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図るほか、各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

重点取組

◆北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある方々の権利の擁護と障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介するほか、権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

◆障がい当事者等の意見反映

障がいのある方をはじめ、広く市民の意見が市政に反映されるよう、市民の声を聴く機会の充実を図ります。

○各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

重点取組

◆ボランティア研修センターの運営

地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施します。

◆まちづくり活動への支援

(市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金)

市民活動団体に対して、地域の課題などの解決に向けて自ら行動するための支援を充実します。

※さぽーとほっと基金 (市民まちづくり活動促進基金)

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

おも し さく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある方の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

さっぽろ し ほっかいどうしょう しやじょうれい もと しょう
札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいの
かた しょう かた とも く め ぎ
ある方も障がいのない方も、共に暮らしやすいまちづくりを目指し
ていきます。

さんこう しょうがいしゃ きほんほう しょうがいしゃ ていぎ
【参考】 障害者基本法による障害者の定義について

しんたいしょうがい ち てきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の
しんしん き のう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けい
心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継
ぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
いいます。

しょうがいしゃ きほんほうだい じょう
(障害者基本法第2条)

かんれんけいかく ぶん や り かいそくしん
関連計画（分野1：理解促進）

さっぽろ し ち いきふく し しゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画

さっぽろ し し ぶん かつどうそくしん きほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

ぶんや せいかつしえん 分野 2 生活支援

げんじょう かだい 〈現状と課題〉

ふくし サービスにたいするニーズのたようか ともな ここ おう
福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに
おう
じたしえん たい おう いっかん しえん もと
支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められてい
るほか、これからのちいきふくし にな じんざい いくせい もと
地域福祉を担う人材の育成が求められています。

じゅうどししょう ひと はったつしょう ひと ちいき せいかつ
重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活してい
くためのしえんたいせい しょう ひと こうれい あんしん
支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して
暮らすことができるようなしえんたいせい じゅうじつ ひつよう かんが
支援体制を充実する必要があると考え
られます。

しょう ひと しゃかいさんか そくしん ひつよう いどうしゅだん かくほ
障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保
が求められています。

ちいきせいかつ おく しえいじゅうたく す
地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなどの住ま
いのば かくほ もと
いの場の確保が求められています。

きほんほうしん 基本方針

きほんほうしん しょう ひと じこけつてい じこせんたく そんちょう ここ
基本方針 1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々
のたいおう しえんたいせい せいび ていきょう
ニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提
きばん いっそう じゅうじつ はか
基盤の一層の充実を図ります。

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんしん く
基本方針 2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる
よう、かんけいきかん じぎょうしゃ どう ちいき ふく
よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福
しりよく れんけい おう きめ
祉力との連携により、ライフステージに応じた切れ目
のないうだん しえん ていきょうたいせい じゅうじつ はか
ない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、地域における見守り・支援体制の充実に努めます。
- 重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実について検討を進めます。
- 発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
- 障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、必要な支援体制について充実を図ります。
- 移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について引き続き検討を進めます。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆ 相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化

しょうがいのある方が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実と、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。

各種事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心とした関係機関相互の連携体制の強化を図り、適切な支援を提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部（87 ページ）もご覧ください。

◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤の充実のほか、障がいのある方に対する交通費助成、機能回復・訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（75 ページ以降）もご覧ください。

◆ 重度の障害のある方に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援を提供し、地域で安心して暮らしていくことができるよう、有償ボランティア等の地域福祉力を活用した仕組みを取り入れるなど、介助制度の充実を図ります。

※ パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

在宅で生活する重度の身体障がいのある方が、地域住民等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

◆ 医療的ケアが必要な重度の障がいのある方に対する地域生活支援の
充実の検討

医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、サービス提供基盤の整備について検討を進めます。

◆ 障がいのある方の高齢化に対する支援の検討

高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活できるよう、障害者自立支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の地域福祉力も活用するなど、支援体制のあり方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

◆ 移動支援事業の拡充の検討

移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等について、市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を引き続き進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（90 ページ）もご覧ください。

◆ ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制のあり方について検討します。

◆ 障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある方の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。

また、平成24年10月施行予定の障害者虐待防止法に基づき、通報・相談窓口の充実や関係機関とのネットワーク体制強化などの虐待防止の取組を進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（88、96、97ページ）もご覧ください。

◆ あんしん貸貸支援事業の普及

民間の住宅関係事業者に対して「あんしん貸貸支援事業」の周知を行い、高齢の方や障がいのある方などを受け入れる民間賃貸住宅の登録を促します。

※ あんしん貸貸支援事業

高齢の方や障がいのある方、外国人の方及び子育て世帯に対して、入居を受け入れる民間賃貸住宅、仲介をサポートする協力店、入居者の居住支援を行っている支援団体の情報を提供することで、民間賃貸住宅探しや居住支援を行う事業。

◆ 消費者被害防止ネットワーク事業

地域に消費者問題に精通する消費生活推進員を配置し、関係機関とのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。

◆ 障がい児・者支援施策の再整理・一元化

平成 25 年（予定）から、障がい児・者に関する施策展開を保健福祉局に統合し、児・者一貫した切れ目のない支援の実現を目指します。

発達障 害者支援体制整備事業

平成 17 年 4 月から発達障 害者支援法が施行され、発達障がいのある人たちが社会で十分活躍できるよう、支援の体制づくりに取り組んでいます。

〈これまでの主な取組〉

○発達障がい者支援に関する関係機関等での情報提供・意見交換を行い、課題や問題点、対応策等について情報・知識の共有化を図ってきました。

○発達障がいのある方の作品展の実施や普及啓発用冊子の作成などを通じて、広く市民に対し発達障がいについて理解促進を図ってきました。

〈今後の主な取組〉

○地域の福祉・医療関係機関、親の会など、発達障がい者を支援する立場の専門家の協力を得ることにより、普及啓発用冊子を作成・配布するなど、引き続き様々な手法で普及・啓発を図ります。

○区役所の各相談窓口の職員を対象に、発達障がいに関する知識と情報の提供を内容とする研修会等を開催し、日常業務へのバックアップを一層充実します。

○親支援を業務とする専門職を対象とした人材育成として、発達障
がい支援技術に関する専門職研修（臨床実習）のプログラムに
基づき、実習の定例化に向け準備を進めます。

○ペアレントメンター（親の相談役となる人）の養成研修や、巡回
支援専門員による巡回指導事業を行うことにより、支援の充実を
図ります。

基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

○障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援
体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。

○地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域におけ
る住まいの場の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事
業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や
緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（82、83 ページ）もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホーム・ケアホームの整備費の一部に補助を行うことによ
り整備を推進し、地域における居住の場を充実します。

⇒ 障がい福祉計画の部（81 ページ）もご覧ください。

◆ 地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所（地域生活体験室）に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある方の地域移行を促進します。

◆ 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、あんしん賃貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の方、障がいのある方など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

◆ 入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

しょうがいしゃ じりつ しえんほう もと しんたい しょう かた しんたい きのう ほ
障害者自立支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体機能を補
かん だいたい しょくぎょう た にちじょうせいかつ のうりつこうじょう はか ほそう
完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装
ぐ にちじょうせいかつようぐ てきせつ しきゅう
具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ しょう ふく しけいかく ぶ らん
⇒ 障がい福祉計画の部（90 ページ）もご覧ください。

◆福祉用具の普及（展示、リサイクルなど）

ふくしやうぐ ふきゅう てんじ
福祉用具の常設展示コーナーの設置や、不用になった福祉用具等の
ふくしやうぐ じょうせつてんじ せっち ふよう ふくしやうぐとう
リサイクルに関する情報の橋渡しを行うなど、普及に努めます。

◆福祉産業共同研究事業

いりょう かいご かんご ふくし ぶんや さんがくかん きょうどうけんきゅう けんきゅうかいはつ
医療・介護・看護・福祉分野の産学官による共同研究、研究開発
そくしん はか
の促進を図ります。

きほんしざく
基本施策 4

ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ
地域福祉を担う人材育成・確保

かくしゅけんしゅう じっし かつどう たい しえん つう ちいき
○各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域
ふくし かつどう にな じんざい いくせい つと
福祉活動を担う人材の育成に努めます。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆ボランティア研修センターの運営（再掲）

⇒ 16 ページ参照

◆^{ふくし}福祉サービス^{ていきょう}提供者^{じぎょうしゃとう}等^{たい}に対する^{けんしゅうじゅうじつ}研修^{さいけい}の充実（再掲）

⇒ 14 ページ^{さんしやう}参照

◆ボランティア^{とう}等の^{ちいきふくしりよく}地域福祉力^{かつよう}を活用^{しえんたいせい}した支援体制^{じゅうじつ}の充実^{けんとう}の検討^{さいけい}（再掲）

⇒ 21 ページ^{さんしやう}参照

◆^{げんき}元気なまちづくり^{しえんじぎょう}支援事業

区^くや地域^{ちいき}の特性^{とくせい}を活^いかした^{げんき}元気で^{みりよく}魅力あふれる^{ちいき}地域づくり^{すいしん}の推進を
目的^{もくてき}として、区^くの創意工夫^{そういくふう}や裁量^{さいりょう}によって、障がい^{しょう}のある方^{かた}をはじめ
市民^{しみん}が主体的^{しゅたいてき}に行^{おこな}う地域課題^{ちいきかだい}解決^{かいけつ}に向けた^む取組^{とりくみ}に対する^{たい}支援^{しえん}を行^{おこな}います。

かんれんけいかく ^{ぶんや}分野 ^{せいかつしえん}生活支援
関連計画（分野 2：生活支援）

◆^{さっぽろし}札幌市^{ちいきふくし}地域福祉^{しゃかいけいかく}社会計画

◆^{さっぽろし}札幌市^{じゅうたく}住宅マスタープラン 2011

◆^{さっぽろし}札幌市^{しみん}市民まちづくり^{かつどうそくしん}活動促進^{きほんけいかく}基本計画

◆^{さっぽろし}札幌市^{さんぎょうしんこう}産業振興ビジョン

◆^{さっぽろし}札幌市^{しょうひしゃ}消費者^{きほんけいかく}基本計画

分野3 保健・医療

〈現状と課題〉

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見が図られる体制や、きめ細かに相談を受けられる体制が必要であると考えられます。

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を医療機関に対して一層促進する必要があると考えられます。

精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その負担軽減を求める声が寄せられています。

基本方針

基本方針 1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

基本方針 2 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

基本施策

- 基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
- 基本施策 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策 3 精神保健・医療の充実

基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

重点取組

妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

母子関連マス・スクリーニング検査

新生児、乳幼児、妊婦を対象とした母子保健全般にわたる病気の早期発見のためのマス・スクリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけるとともに、母子保健情報の共有化を

はか いるため、いりょう き かん かんれんだいがく い がく ぶ ほ けん じょ ほ けん
図るため、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センターとの
きんみつ れんけい じんそく てきせつ かんじゃ しんだん ちりょう むす たい
緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつける体
せい こうちく はか
制の構築を図ります。

◆ にゅうよう じ けんこうしん さ 乳幼児健康診査

げつ じ げつ じ さいらい さい げつ じ さい じ こ
4 か月児、10 か月児（再来）、1 歳 6 か月児、3 歳児のすべての子
どもにたい けんこうしん さ じっし うんどう き のう し ちょうかくとう
どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等
のしょう せいしんはったつ とう も こ
の障がい、精神発達の遅滞など障がい等を持った子どもを早期に発
けん てきせつ し どう おこな しんしんしょう しんこう み ぜん ぼうし
見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するととも
に、いく じ かん し どう おこな にゅうよう じ けんこう ほ じ およ ぞうしん
に、育児に関する指導を行い、もって乳幼児の健康の保持及び増進を
はか
図ります。

◆ こ ども の こ ころ と か ら だ に 関 す る い り ょ う て い き ょ う た い せ い じ ゅ う じ つ 子どものころとからだに関する医療提供体制の充実

しょう げんいん しっぺい そう き はっけん そう き り ょ う い く じ ゅ う ふ く し ょ う じ
障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障がい児へ
てきせつ い り ょ う し えん た い せ い こうちく へいせい ねん よてい し り つ
の適切な医療支援体制を構築するため、平成 25 年（予定）に市立
さっぽろびょういんせいりょういん だい き ぼ かいしゅう おこな せいりょういん じ どう し ん り ょ う
札幌病院静療院の大規模改修を行い、静療院児童心療センターと
はったつ い り ょ う き の う とうごう しん い り ょ う き かん かいせつ
発達医療センターの機能を統合した新医療機関を開設します。

◆ り ょ う い く し どう り ょ う い く し えん じ ぎ ょ う せんてんせいしりょう じ そ う き り ょ う い く じ ぎ ょ う 療育指導（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

はったつ しんぱい こ たいしりょう こ じょうたい おう り ょ う い く じ つ
発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実
し どう じ ほ ご しゃ ふくざつ ふ あん き も う と しょう ぎ
施すると同時に保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気
づきができるように働きかけ、はたら ここ こ あ しんろ とも かんが
個々の子どもに合った進路を共に考え
ひつよう じょうほう ていきりょう
必要な情報を提供します。

しょう せんてんせいしりょう にゅうよう じ ほ ぐ
また、ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児についても、保護
しゃ ふ あん き も う と こ しんしん はったつ うなが
者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとと
もに、いく じ ぜんぱん ひつよう じょうほう ていきりょう おこな
もに、育児全般に必要な情報の提供を行います。

◆ 児童発達支援センターの運営（障害児通所支援サービス）

児童福祉法に基づき、肢体不自由児や知的障がい児に対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

基本施策 2

障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実に努めます。
- 医療的ケアが必要な重度障がいのある方に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実に努めます。
- 札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

重点取組

◆ 自立支援医療費の支給

障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の適切な支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけてまいります。

◆ 重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成し、もって
重度心身障がいのある方の保健の向上に寄与するとともに福祉の増
進を図ります。

◆ 医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方に対する地域生活支援
の充実の検討（再掲）

⇒ 21 ページ参照

◆ さっぽろ医療計画の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会の実現
に向けた医療体制の構築を基本理念とする「さっぽろ医療計画」に
基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り組みます。

基本施策 3 精神保健・医療の充実

○ 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に
障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

○ 精神科医療における重層的な救急医療体制の整備を図ります。

○ 精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を図り
ます。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆ じりつしえんいりょうひ せいしんつういんいりょう しきゅう 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

せいしん しょう かつ せいしん いりょう けいぞくてき よう びょうじょう
精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状に
ある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、じりつしえんいりょう かつ てきせい ひようふたん かつ しょう
また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障が
いのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きか
けてまいります。

◆ せいしん か きゅうきゅうじょうぼう うんえい 精神科救急情報センター運営

せいしん しょう かつ かぞく でんわ せいしん かじゅしん かつ
精神に障がいのある方やその家族から、電話により精神科受診に係
るきんきゅうそうだん う せいしん か びょういんまた せいしん か とうばんびょういん
る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の
しょうかい おこな せいしん か きゅうきゅう えんかつ すいしん けい
紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警
さつ しょうぼう いりょう きかんとう かんけい きかん ちょうせい ほか
察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

さっぽろ し ねんかん にん こ じさつ しぼうしゃ ひとり おお へ
札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも多く減
らすため、めんだん でんわ そうだん しえん じんざいようせい ふ きゅうけいはつとう かく
らするため、面談や電話による相談支援、人材養成、普及啓発等の各
じぎょう おこな
事業を行います。

せいしん か きゅうきゅう い りょうたいせい せいび 精神科救急医療体制の整備について

とりくみがいよう 〈取組概要〉

きんきゅうてき せいしん か い りょう ひつよう し みる じんそく てきせつ い
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医
りょう う
療を受けることができるように、じゅうそうてき きゅうきゅう い りょうたいせい せいび
重層的な救急医療体制の整備
を 図ります。

こんご けんとうないよう 〈今後の検討内容〉

- し りつさっぽろびょういん しんたいがっぺいしやう ふく せいしん か じきゅうきゅう ほん
市立札幌病院において身体合併症を含む精神科3次救急の本
かくてき かいし よてい へいせい ねん ど けい き あんていてき
格的な開始が予定されている平成25年度を契機として、安定的
い じ にちあんしん せいしん か きゅうきゅう い りょうたいせい じゅうじつ
に維持され365日安心のできる精神科救急医療体制の充実
を 図ります。
- ほん し ふく せいしん か きゅうきゅう い りょうけん や かん きゅうじつ
本市が含まれている精神科救急医療圏において、夜間・休日
きゅう にゅういん ち りょう たいおう こうしょうすう ふ
の急な入院治療に対応できる空床数を増やします。
- せいしん か きゅうきゅうじょうほう き のうきやう か ほか
精神科救急情報センターの機能強化を図ることができるよ
う けんとう
う検討します。
- しんりょうじよ い し せいしん か きゅうきゅう い りょう さんかく じきゅうきゅう かた
診療所医師の精神科救急医療への参画と1次救急のあり方
を、くに かんけいだんたい ぎろん けい か けんとう すす
を、国や関係団体での議論の経過などもみながら、検討を進め
ます。

かんれんけいかく ぶんや ほけん い りょう 関連計画（分野3：保健・医療）

- ◆ さっぽろ し こ みらい
札幌市子ども未来プラン
- ◆ さっぽろ い りょうけいかく
札幌医療計画
- ◆ さっぽろ し じ さつそうごうたいさくこうどうけいかく
札幌市自殺総合対策行動計画

ぶん や せいかつかんきょう
分野 4 生活環境

げんじょう かだい
〈現状と課題〉

へいせい ねん せいいてい しんぽう へいせい ねん
平成 18 年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成 21 年に
しん さっぽろし きほんこうそう さくてい し ない じゅうてんせいび ち
新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内 53 の重点整備地
く せつてい し せつ か すいしん
区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

へいせい ねん がつ ほっせい ひがし にほんだいしんさい けい き さいがい じ
平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、災害時
あんぜんたいさく かんしん たか しょう ひと
の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人をは
じめようえん ごしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう かんが
じめ要援護者の避難支援の取組を充実する必要があると考えられ
ます。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん 1 すべ し みる あんしん かいてき く すす
基本方針 1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進
めます。

きほんほうしん 2 さいがい つよ すす ぼうさいたいせい かくりつ
基本方針 2 災害に強いまちづくりを進め、防災体制の確立をはじめ、
さいがい じ しようえん ごしゃ たいさく すいしん はか
災害時要援護者の対策の推進を図ります。

きほんし さく
基本施策

きほんし さく 1 ともと すいしん
基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんし さく 2 ゆきたいさく さいがい じ とう あんぜんたいさく すいしん
基本施策 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

○すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

重点取組

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある方、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

◆バリアフリー基本構想に基^{もと}づく整備推^{すい}進^{しん}

新・札幌市バリアフリー基本構想に基^{もと}づき、すべての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

◆^{こうつう}交通^{すいしん}バリアフリー^{じぎょう}推進事業

^{しょう}障^{かた}がいの^{こうれい}ある^{かた}方^{こうきょう}や^{こうつう}高^き齡^{かん}の方^{りよう}等^{いどう}が^{こうきょう}公^き共^{かん}交^り通^い機^{どう}関^いを^{りよう}利用^いして^い移^い動^いする^い際^いの^い利^い便^い性^い及^いび^い安^い全^い性^いの^い向^い上^いの^い促^い進^いを^い図^いる^いた^いめ^い、^い公^い共^い交^い通^い事^い業^い者^いが^い行^いう^いバ^いリ^いア^いフ^いリ^いー^い化^い整^い備^いに^いつ^いい^いて^い補^い助^いを^い行^いう^いこ^いと^いで^い、^い各^い管^い理^い者^いと^い連^い携^いし^いな^いが^いら^い取^い組^いを^い進^いめ^いま^いす^い。

◆^{ほどう}歩道^{せいび}バリアフリー^{じぎょう}整備事業

^{だれ}誰^{あんしん}も^{ほこう}が^{ほどう}安^{ていきょう}心^{じゅうてんてき}して^{せいび}歩^{せい}行^{せい}で^{せい}き^{せい}る^{せい}歩^{せい}道^{せい}を^{せい}提^{せい}供^{せい}す^{せい}る^{せい}た^{せい}め^{せい}、^{せい}重^{せい}点^{せい}的^{せい}に^{せい}整^{せい}備^{せい}す^{せい}る^{せい}べ^{せい}き^{せい}地^{せい}区^{せい}の^{せい}生^{せい}活^{せい}関^{せい}連^{せい}経^{せい}路^{せい}の^{せい}歩^{せい}道^{せい}バ^{せい}リ^{せい}ア^{せい}フ^{せい}リ^{せい}ー^{せい}化^{せい}を^{せい}推^{せい}進^{せい}し^{せい}ま^{せい}す^{せい}。

◆^{あんぜん}安全^{あんしん}・^{こうえん}安心^{さいせい}な^{せいび}公園^{じぎょう}再^{じぎょう}整備事業

^{しょう}障^{かた}がいの^{こうれい}ある^{かた}方^{だれ}や^{かいてき}高^{りよう}齡^{こうえん}の方^{せいび}等^{せいび}が^{せいび}快^{せいび}適^{せいび}に^{せいび}利^{せいび}用^{せいび}で^{せいび}き^{せいび}る^{せいび}公^{せいび}園^{せいび}整^{せいび}備^{せいび}を^{せいび}進^{せいび}め^{せいび}ま^{せいび}す^{せいび}。^{せいび}出^{せいび}入^{せいび}口^{せいび}・^{せいび}園^{せいび}路^{せいび}段^{せいび}差^{せいび}解^{せいび}消^{せいび}や^{せいび}階^{せいび}段^{せいび}の^{せいび}手^{せいび}す^{せいび}り^{せいび}設^{せいび}置^{せいび}、^{せいび}ベ^{せいび}ン^{せいび}チ^{せいび}な^{せいび}ど^{せいび}の^{せいび}休^{せいび}養^{せいび}施^{せいび}設^{せいび}、^{せいび}身^{せいび}障^{せいび}者^{せいび}対^{せいび}応^{せいび}型^{せいび}便^{せいび}所^{せいび}の^{せいび}改^{せいび}修^{せいび}等^{せいび}を^{せいび}行^{せいび}い^{せいび}ま^{せいび}す^{せいび}。

◆^{しゅうしせつ}市有^{ほぜん}施設^{かいしゅう}の^{あわ}保^{かいぜん}全^{すいしん}改^{すいしん}修^{すいしん}に^{すいしん}併^{すいしん}せ^{すいしん}た^{すいしん}バ^{すいしん}リ^{すいしん}ア^{すいしん}フ^{すいしん}リ^{すいしん}ー^{すいしん}改^{すいしん}善^{すいしん}の^{すいしん}推^{すいしん}進^{すいしん}

^{たいおう}オ^{せっち}ス^{てんじ}ト^{ふせつ}メ^{きそん}イト^{きそん}対^{きそん}応^{きそん}ト^{きそん}イ^{きそん}レ^{きそん}の^{きそん}設^{きそん}置^{きそん}や^{きそん}点^{きそん}字^{きそん}ブ^{きそん}ロ^{きそん}ック^{きそん}の^{きそん}敷^{きそん}設^{きそん}な^{きそん}ど^{きそん}、^{きそん}既^{きそん}存^{きそん}の^{きそん}市^{きそん}有^{きそん}施^{きそん}設^{きそん}の^{きそん}保^{きそん}全^{きそん}改^{きそん}修^{きそん}に^{きそん}併^{きそん}せ^{きそん}て^{きそん}、^{きそん}バ^{きそん}リ^{きそん}ア^{きそん}フ^{きそん}リ^{きそん}ー^{きそん}改^{きそん}善^{きそん}を^{きそん}進^{きそん}め^{きそん}ま^{きそん}す^{きそん}。

◆地下鉄における安全対策

地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵を設置し、ホームからの旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障がいのある方や高齢の方等が安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。

◆安全な自転車利用環境の推進

歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある方をはじめ市民の方にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。

◆車いす使用者向け市営住宅の整備

恒常的に車いすを使用している障がいのある方のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。

◆福祉のまちづくり施設整備資金融資（民間施設改善資金貸付金等）

民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、障がい者対応エレベーター、車いす使用者用トイレ、外部出入口の自動ドア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融機関との協調融資を行います。

【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

●バリアフリー

建物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用にも配慮した設計のこと。

●ユニバーサルデザイン

障がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・製品のこと。

基本施策 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

- 冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。
- 市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 災害時における要援護者の避難支援について、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

重点取組

◆冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある方も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆^{ふく し さんぎょうきょうどうけんきゅう じ ぎょう さいけい}福祉産業 共同研究事業 (再掲)

⇒ 26 ページ^{さんしやう}参照

◆^{じゅうたくぼう か たいさく すいしん}住宅防火対策の推進

^{じゅうたくぼう か ほうもん ふく し じ ぎょうじゅう じ しゃ たいしやう けんしゅうかいとう じっし}
住宅防火訪問、福祉事業 従事者を対象とした研修会等の実施、
^{じゅうたくよう か さいけいほう き せっち およ い じ かんり かか ふ きゅうけいはつとう じゅうたくぼう か}
住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る普及啓発等、住宅防火
^{たいさく すいしん}
対策を推進します。

◆^{しょう じ しゃ し せつ しゅうぜんとう たい し えん けんとう}障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

^{にゅうしょ し せつとう きょじゅう あんぜん はか し せつしゅうぜんとう たい し えん}
入所施設等の居住の安全を図るための施設 修繕等に対して支援を
^{おこな けんとう}
行うことを検討します。

◆^{しゃかいふく し し せつとう あんぜんたいさく すいしん}社会福祉施設等の安全対策の推進

^{しゃかいふく し し せつ あんぜんあんしん かく ほ しょうぼうきょく ほ けんふく し}
社会福祉施設における安全安心を確保するため、消防局・保健福祉
^{きょく と し きょく かんけい ぶ きょく れんらくきょう ぎ ば さつぱろ し}
局・都市局の関係部局の連絡 協 議の場として「札幌市グループホー
^{とうあんぜんあんしんれんらくきょう ぎ かい せっち じょうほうこうかん はか し せつ}
ム等安全安心連絡 協 議会」を設置し、情報交換を図りながら、施設
^{かんけいしゃ たいしやう けんしゅうかい じっし ごうどうたちいりけん さとう じっし}
関係者を対象とした研修会の実施、合同立入検査等を実施するほか、
^{くんれん かつよう じ えいしやうぼうくんれん じっし}
訓練チェックリストを活用した自衛 消 防訓練の実施など、さらなる
^{あんぜんあんしん む とりくみ すいしん}
安全安心に向けての取組を推進します。

さいがいじ ようえんごしゃたいさく 災害時の要援護者対策について

◆ さつぽろし ちいきぼうさいけいかく さいがいじ ようえんごしゃたいさく 札幌市地域防災計画における災害時要援護者対策

さいがい はっせい ば あい かんけい き かん れんけい かくし せつ じょう
災害が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の状
きょうおよ ひ なん しょう かつ は あく おこな ひ なんご
況及び避難した障がいのある方の把握を行うことや、避難後は、
しょう かつ じょうほうていきょう は あく
障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや
ひ なんしゃ し えん ようせい しゅうよう ひ なん ば しょ せいかつ こんなん
避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難
かつ しゃかいふくし し せつとう い そろ さいがいじ ようえんごしゃ たいさく
な方を社会福祉施設等に移送するなど、災害時要援護者の対策を
すいしん
推進します。

◆ さいがいじ ようえんごしゃ ひ なんし えんたいさく 災害時要援護者避難支援対策

さいがいじ ようえんごしゃ ひ なんし えん
「災害時要援護者避難支援ガイドライン」 およ さいがいじ ささ
及び「災害時支えあい
もと さいがいじ じりき ひ なん しょう
ハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がい
かつ こうれい かつ さいがいじ ようえんごしゃ て だす ちいき
のある方や高齢の方など（災害時要援護者）の手助けを、地域が
しゅたい じっし し くみ そくしん
主体となって実施する仕組づくりを促進します。

へいせい ねん ど ねんかん さいがいじ ようえんごしゃ ひ なん し くみ
平成20年度から3年間にわたり、災害時要援護者避難の仕組
かん ふ きゅうけいはつかつどう でまえこうざ おこな ぎょう
づくりに関する普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行
せい せつきよくてき し えん せんしん じ れい そうしゅつ
政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を
せんてい じぎょう すず
選定し事業を進めてまいりました。

こんご じ れい ちくせき ふ ぜんし さいがいじ ようえんごしゃ し
今後においては事例の蓄積を踏まえ、全市に災害時要援護者支
えん とりくみ ひろ かくく ほけんふくし ぶ じぎょう うつ ちいき
援の取組を広げるため、各区保健福祉部に事業を移し、地域にお
とりくみ そくしん
ける取組を促進します。

◆^{さいがいじ きんきゅうけい かん かんけいきかん きょうてい}災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

^{じしん ふうすいがいとう だいきぼ さいがい はっせい ばあい ひなんじょ}
地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での
^{せいかつ けいぞく こんなん ようえん ごしゃ みんかん しょうがいしゃ しえんし せつとう いそう}
生活の継続が困難な要援護者を、民間の障害者支援施設等へ移送
^{かんけいきかん きょうてい ていけつ}
するため、関係機関と協定を締結しています。

^{かんれんけいかく ぶんや せいかつかんきょう}
関連計画（分野4：生活環境）

◆^{しん さっぽろし きほんこうそう}新・札幌市バリアフリー基本構想

◆^{しん さっぽろし とくていじぎょうけいかく}新・札幌市バリアフリー特定事業計画

◆^{さっぽろし ちいきぼうさいけいかく}札幌市地域防災計画

◆^{さっぽろし さいがいじ ようえんごしゃ ひなんしえん}札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン

◆^{さっぽろし えいち かてつじぎょうけいえい かねんけいかく}札幌市営地下鉄事業経営10カ年計画

◆^{さっぽろし じゅうたく}札幌市住宅マスタープラン2011

◆^{さっぽろし じてんしゃりようそうごうけいかく}札幌市自転車利用総合計画

分野5 教育・育成

〈現状と課題〉

不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期療育に取り組む必要があると考えられます。

障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制に努める必要があると考えられます。

また、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的なフォロー（ペアレントメンター）を行うなど、療育面での相談支援体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

基本方針

基本方針 1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを推進します。

基本施策

- 基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 基本施策 2 早期療育の充実
- 基本施策 3 学校教育の充実
- 基本施策 4 卒業後の支援

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

重点取組

◆ 幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆ 一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）

⇒ 47 ページ参照

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相

だん し えんたいせい きょう か
談・支援体制を強化していきます。

◆子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。

◆発達障害者支援体制整備事業（再掲）

⇒ 23 ページ参照

基本施策 2

早期療育の充実

○子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。

〈重点取組〉

◆私立幼稚園特別支援教育事業

私立幼稚園に支援員を派遣し巡回相談を行う「幼稚園訪問支援」を実施するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受入を推進するとともに、教育の充実を図り、適切な保育環境を提供します。

◆障がい児保育巡回指導

保育に欠ける心身に障がいのある児童を、障がいのない児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進するとともに児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障が

い児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配できるようにするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労等をしている障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

◆障害児通所支援サービスの円滑な提供

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

とくべつ きょういくてきし えん ひつよう じ どうせい と ち いき がっこう まな
○特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、
きょういくかんきょう せいび すいしん
教育環境の整備を推進します。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

ひとりひとり まな そだ きょういくてきし えん じゅうじつ
◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

とくべつ きょういくてきし えん ひつよう じ どうせい と ここ ちから さいだいげん
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限
はつき できるといふ意、まな てちょう つうじょう がっきゅう まな
に発揮できるよう、「学びの手帳」や、通常の学級における「学びの
さぽーター」の活用により一人一人に応じた一貫した教育的支援の充
じつ はか
実を図ります。

ち いき まな そだ きょういくかんきょう せいび
◆地域で学び育つための教育環境の整備

とくべつ きょういくてきし えん ひつよう じ どうせい と きよじゅう ち いき がっこう まな
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する地域の学校で学
べるよう、特別支援学級の整備を推進します。

し りつこうとうよう ご がっこう きょういく じゅうじつ
◆市立高等養護学校における教育の充実

し りつこうとうよう ご がっこう しゃかいてきじりつ め ぎ きょういく じゅうじつ つと
市立高等養護学校において、社会的自立を目指した教育の充実に努
めるとともに、しゅうろうそくしん はか きょういくないよう み なお けんとう
就労促進を図るための教育内容の見直しについて検討
すす
を進めます。

基本施策 4

卒業後の支援

- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

重点取組

- ◆市立高等養護学校における教育の充実（再掲）
⇒ 47 ページ参照
- ◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）
⇒ 50 ページ参照
- ◆相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化（再掲）
⇒ 20 ページ参照

関連計画（分野5：教育・育成）

- ◆札幌市特別支援教育基本計画
- ◆札幌市子ども未来プラン

ぶん や こよう しゅうろう 分野 6 雇用・就労

げんじょう かだい 〈現状と課題〉

しょう しゃ こよう そくしん くに しょう しゃ こよう し さく ちゅうしん
障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、
かんけい きかん れんけい と く ひつよう かんが
関係機関が連携して取り組む必要があると考えられます。

しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障が
しゃ こよう じょうほうていきょうじゅうじつ り かいそくしん はか こ
い者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇
よう ば かくほ む とりくみ もと
用の場の確保に向けた取組が求められています。

しゅうろう し えん じぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん
また、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃
すいじゅん こうじょう もと
水準の向上が求められています。

きほんほうしん 基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろう し えん こよう
基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・
ふくし きょういくとう かんけい きかん れんけい と く し えん
福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の
じゅうじつ きょうか はか
充実・強化を図ります。

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう
基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の
ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう し えん じゅうじつ こうちん
定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃
すいじゅん こうじょう はか
水準の向上を図ります。

きほんし さく 基本施策

きほんし さく こ こ たいおう しゅうろうそうだん し えんたいせい じゅうじつ
基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

きほんし さく こよう ば かくだい いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
基本施策 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

きほんし さく ふくし し せつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん
基本施策 3 福祉施設から一般就労への移行推進

基本施策 1

個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

重点取組

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、ジョブサポーターや支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

◆障がい者就業支援事業

国との共催により、障害者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策 2

雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

○国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

○障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆ しょう しゃきょうどう じぎょう 障がい者協働事業

しょう かた にん い じょう こよう た じゅうぎょうしゃ
障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを
う とも はたら じぎょう しゅうえきせい かくほ
受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、
しょう かた けいぞく こよう ば しょう しゃきょうどう じぎょう
障がいのある方の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の
うんえいけいひ たい ほじょ おこな
運営経費に対する補助を行います。

◆ しげんせんべつ こよう ば ていきょう 資源選別センターにおける雇用の場の提供

よう きほうそうはい きぶつ さいしげん か はか ちいきふくししゃかい すいしん
容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の推進に
きよ もくてき かん せんべつぎょうむ じゅうじ
寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別業務」に従事
いちぶ かた ちてきしょう かた こよう しゅうろう ば ていきょう
する一部の方に知的障がいのある方を雇用し、就労の場を提供してい
ます。

◆ しゅうろうしえん えんかつ ていきょう 就労支援サービスの円滑な提供

しょうがいしゃ じりつしえんほう もと いっぱん きぎょうどう しゅうろう きぼう かた
障害者自立支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する方や
いっばん きぎょうどう しゅうろう こんなん かた ちしきおよ のうりよく こうじょう ひつ
一般企業等での就労が困難な方に、知識及び能力の向上のための必
よう くんれん おこな しゅうろうしえん えんかつ ていきょう
要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に提供します。

⇒ しょう ふくしけいかく ぶ
障がい福祉計画の部 (79、80 ページ) もご覧ください。

◆ せいひん はんろかくだいしえん 製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえん ちいききょうどう さぎょうじょ うんえいきょうかとう はか
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を図
るために、せいひん うんえいめん たい しどうとう おこな
製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

また、^{しょう}障がいのある方が^{かた}施設等^{しせつとう}でつくった^{せいひん}製品を^{はんばい}販売する^{じょうせつてんぽ}常設店舗として「^{げんき}元気ショップ」を^{せっちうんえい}設置運営し、^{せいひん}製品の^{こうにゆう}購入を^{つう}通じた^{しみん}市民の^{しょう}障がいに対する^{たい}理解促進や、^{りかいそくしん}障がいのある方の^{しょう}工賃の^{かた}増額を^{こうちん}目指します。

◆^{はっちゅう きかい}発注^{かくじゅう}機会の^{じゅちゅうちようせいしえん}拡充、^{うんえい}受注^{じぎょう}調整支援

(^{げんき}元気^{うんえい}ジョブアウトソーシングセンター^{じぎょう}運営事業)

^{しょう}障がい者^{しせつとう}施設等^{おこな}で行っている^{せいそう}清掃・^{いんさつ}印刷などの^{えきむていきょう}役務提供サービスや^{ふう}封かんなどの^{けいさぎょう}軽作業^{みんかん}について、^{きぎょうとう}民間企業等^{えいぎょう}への^{かくしせつ}営業や、^{じゅちゅう}各施設への^{しょう}受注^{ちようせいとう}調整等^{おこな}を行う^{きこう}センター^{せっち}機能を^{うんえい}設置・^{しょう}運営し、^{かた}障がいのある方の^{こうちんこう}工賃向^{じょうめざ}上^{めざ}を目指します。

基本施策3

^{ふくし}福祉施設から^{いっばんしゅうろう}一般就労への^{いこうすいしん}移行推進

- ^{しょうがいしゃ}障害者^{じりつしえんほう}自立支援法^{しゅうろういこうしえん}の^{いこうすいしん}就労移行支援サービス^{さっぽろしどくじ}のほか、^{とり}札幌市^{とくじ}独自の^{くみ}取組により、^{しょう}障がいのある方の^{かた}一般^{いっばんしゅうろう}就労^{いこう}への^{すいしん}移行を^{すいしん}推進します。
- ^{しょう}障がいのある方の^{かた}職場^{しよくば}実習^{じっしゅうとう}等^{きかい}の^{じゅうじつ}機会の^{はか}充実^{はか}を図ります。

^{じゅうてんとりくみ}重点取組

◆^{しょう}障がい者の^{しやしゅうろう}就労・^{こよう}雇用^{たい}に対する^{りかいそくしん}理解促進

(^{しょう}障がい者^{しやげんき}元気^{じぎょう}スキルアップ事業)

^{しょう}障がいのある方の^{かた}一般^{いっばんしゅうろう}就労^{きかい}の^{かくほ}機会を^{しよくばていちゃくりつ}確保し、^{たか}職場^{たか}定着率^{たか}を高めるために、^{しょう}障がいのある方、^{かた}福祉^{ふくし}サービス事業所^{じぎょうしよ}（^{とく}特に^{しゅうろうしえんけい}就労支援系）、^{みんかん}民間企業等^{たい}に対して、^{じゅうじつ}より^{けんしゅう}充実した^{おこな}研修^{しょう}を行う^{しやこよう}など、^{しょう}障がい者^{すいしん}雇用^{はか}の^{すいしん}推進^{はか}を図ります。

◆ 就労移行支援サービスの提供

障害者自立支援法に基づき、一般就労のために必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援サービスを円滑に提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部（79 ページ）もご覧ください。

◆ 就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

【参考】札幌市独自の就労支援の取組について

1 一般就労の支援（民間企業等へ雇用を希望される方）

(1) 障がい者就業・生活相談支援事業

専門の相談員が、就労と生活面の相談を行い、ハローワーク等と協力・連携して、民間企業に就職できるようサポートします。

(2) 障がい者協働事業

障がいのある方を5人以上雇って、障がいのある方、障がいのない方が共に働くことにより、障がいのある方の継続した雇用の場を目指します。

札幌市役所ロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

2 福祉的 就 労 の 支 援 (障 が い 者 施 設 で 働 い て い る 方)

(1) 元 気 シ ョ ッ プ の 設 置

障 が い の あ る 方 が 施 設 等 で つ く っ た 製 品 を 販 売 す る 店 舗 で す 。

製 品 の 購 入 を 通 じ て 、 障 が い の あ る 方 に 対 す る 理 解 促 進 や 、 障

が い の あ る 方 の 工 賃 の 向 上 を 目 指 し ま す 。

・ 元 気 シ ョ ッ プ い こ ～ る

場 所 ： JR 札 幌 駅 西 コ ン コ ー ス

・ 元 気 シ ョ ッ プ

場 所 ： 地 下 鉄 東 西 線 大 通 駅 コ ン コ ー ス

(2) 元 気 ジ ョ ブ ア ウ ト ソ ー シ ン グ セ ン タ ー の 運 営

障 が い 者 施 設 で 行 っ て い る 清 掃 ・ 印 刷 等 の サ ー ビ ス に つ い て 、

民 間 企 業 等 か ら の 受 発 注 の 調 整 等 を 行 い ま す 。

分野7 情報・コミュニケーション

〈現状と課題〉

障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。

障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に関する情報提供を充実する必要があると考えられます。

基本方針

基本方針 1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、自立と社会参加を支援します。

基本施策

基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

基本施策 2 情報提供の充実

基本施策 3 コミュニケーション支援体制の充実

基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

○障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

※ 情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

⇒ 26 ページ参照

◆障がいのある方の情報通信に関する支援

（障がい者 IT サポートセンター）

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者 IT サポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、IT に関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

◆選挙における支援

札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添え、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎖等の常備などの各種対応について、全投票所に案内ポスターを掲示するなど周知しています。

◆会議等における配慮

障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

○冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

重点取組

◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報（再掲）

⇒ 13 ページ参照

◆札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介（再掲）

⇒ 15 ページ参照

◆点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの市政情報の点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行します。

◆様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次

げん 元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。

しょうがいふくし じぎょうしょとう かん あ じょうほう しょうかい 障 害福祉サービス事業 所等に関する空き情報の紹介について

し ないしょざい しょうがいふくし じぎょうしょとう かん あ じょうほう
市内所在の障害福祉サービス事業 所等に関する空き情報をホーム
ページで紹介することで、しょうかい しょう かた じぎょうしょ せんたく さい
利便性の向上を図ります。

うんよう かく ていきょう じぎょうしょ
ホームページの運用については、各サービス提供事業 所におい
じょうほう ずい じ こうしん かく ていきょう じぎょうしょ きょう
て情報を随時更新していただくなど、各サービス提供事業 所の協
りよく え
力を得ております。

あ じょうほう じぎょうしょばんごう ほうじんめいまた じぎょうしょめい
空き情報は、キーワード、事業 所番号、法人名又は事業 所名、
じぎょうしょ しょざいく しゅるい さまざま じょうけん けんさく
事業 所の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索すること
ができます。

あいしょう げん き
愛称 元気さーち

ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

○障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

重点取組

◆コミュニケーション支援事業の円滑な提供

障害者自立支援法に基づくコミュニケーション支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（89 ページ）もご覧ください。

◆聴覚障がい者を対象とした消費生活相談

聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

分野8 スポーツ・文化

〈現状と課題〉

自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞれの人の興味・関心や生活領域に応じ、さまざまな活動や学習を続けていくことは重要であると考えられます。

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要となる配慮や支援等が提供されるための環境の整備が求められています。また、活動を通じて、障がいのある人と障がいのない人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることが重要であると考えられます。

基本方針

基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を充実し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、心豊かな地域生活を支援します。

基本施策

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

○障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

重点取組

◆障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

◆既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある方が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、車いす対応エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレへの改修を行います。

◆さっぽろ市民カレッジ

総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることにより、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづくりを促進します。

◆文化芸術活動に対する支援

市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のための環境づくり

すす
を進めます。

◆^{しょう}障がいのある方^{かた}を支援^{しえん}する読書^{どくしょ}サービス^{けんとう}の検討

^{しんたいしょう}身体障がいや^{はったつしょう}発達障がいなど、^{さまざま}様々な障がいのある方^{かた}を支援^{しえん}するた
めの読書^{どくしょ}サービスや^{としょかん}図書館施設^{しせつ}のあり方^{かた}について^{けんとう}検討^{おこな}を行います。

◆^{ちてきしょう}知的障がい者^{しゃ}のための^{せいじんがっきゅう}成人学級^{じぎょう}事業

^{とくべつ}特別支援^{しえんがっこう}学校^{ちゅうがっこう}または^{とくべつ}中学校^{しえんがっきゅう}の特別支援^{しゅうりょう}学級^{しゃかいさん}などを^か修了^{かた}し、^{たいしょう}社会参加
しているまたは^{いっぱんしゃかい}しょうとする方^{ちしき}を対象^{しゅうとく}に、^{たい}一般社会^{りょく}知識^{にんげんかんけいとう}の習得^{しゅうだんせいかつ}や体
力^{たいけん}づくり、^ば人間^{とお}関係^{しゃかいせいかつ}等、^{めざ}集団^{じっせいかつ}生活^{そく}や^{がくしゅう}体験^{おこな}の場^{おこな}を通して^{おこな}社会^{おこな}生活^{おこな}により
よく^{たいおう}対応^{にんげんけいせい}できる^{めざ}人間^{じっせいかつ}形成^{そく}を^{がくしゅう}目指し、^{おこな}実生活^{おこな}に^{おこな}即^{おこな}した^{おこな}学習^{おこな}を行います。

◆^{とくべつ}特別支援^{しえんがっこう}学校^{ちいきれんけい}・^{じぎょう}地域^{じぎょう}連携^{じぎょう}事業

^{がっこう}学校^{きゅうぎょう}休業^び日に^{とくべつ}特別支援^{しえんがっこう}学校^{がっこう}の^{しせつ}学校^{かつよう}施設^{じどう}を活用^{せいと}し、^{とく}児童^{とく}・^{せいと}生徒^{とく}の特
性^{せい}に^{おう}応じた^{かつどう}活動^{うなが}を^ば促す^{ていきょう}場^{もくてき}を^{かくしゅぎょう}提供^じすることを^{かいさい}目的^{かいさい}として、^{かいさい}各種^{かいさい}行事^{かいさい}の
^{かいさい}開催^{かいさい}や^{かいさい}ボランティア^{かいさい}グループ^{かいさい}との^{かいさい}交流^{かいさい}等^{かいさい}を行います。

かんれんけいかく ぶん や ぶん か
関連計画 (分野 8 : スポーツ・文化)

◆^{さっぽろ}札幌市^し生涯^{しょうがい}学習^{がくしゅう}推進^{すいしん}構想^{こうそう}

◆^{さっぽろ}札幌市^し文化^{ぶんか}芸術^{げいじゆつ}基本^{きほん}計画^{けいかく}